



# 山形県公報

平成25年7月26日(金)  
第2464号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……845
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……846
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……847
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……848

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……849
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……852
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……855

## 告 示

### 山形県告示第703号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| 森 田 内 科 ク リ ニ ッ ク   | 東田川郡庄内町余目字土堤下19番地3  | 平成25. 7. 1 |
| あ ら ま ち 調 剤 薬 局     | 米沢市中央五丁目3番30号       | 同          |
| サ フ ラ ン 薬 局         | 米沢市塩井町塩野1767番地の4    | 同          |
| ア イ セ イ 薬 局 米 沢 東 店 | 米沢市東一丁目3番21号        | 同          |

**山形県告示第704号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地   | 廃止年月日      |
|-------------------|-----------------------|------------|
| 宮 田 医 院 （ 歯 科 ）   | 東置賜郡高畠町大字福沢字鎌塚台163番地1 | 平成25. 4. 1 |
| あ ら ま ち 調 剤 薬 局   | 米沢市中央五丁目3番30号         | 同 6.30     |

**山形県告示第705号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名 称  
上山市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
上山市金生東2-15-26
- 3 認可年月日  
平成25年7月16日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第706号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大泉地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名 称  
県営大泉地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成25年7月30日から同年8月27日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第707号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年7月26日から同年8月8日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 村山市大字櫛山字金谷原4600番320から<br>同 字改メ1304番まで | 旧    | 21.4メートル<br>} 8.0  | メートル<br>458 |
| 村山市大字櫛山字金谷原4600番320から<br>同 4600番29まで  | 新    | 21.4メートル<br>} 18.0 | メートル<br>188 |

**山形県告示第708号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年7月26日から同年8月8日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田土生田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 村山市大字土生田字道出4627番1から<br>同 4610番1まで | 旧    | 22.0メートル<br>} 17.0    | メートル<br>385 |
| 同 上                               | 新    | 1,204.5メートル<br>} 20.5 | 同 上         |

**山形県告示第709号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年7月26日から同年8月8日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田名木沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                          |
|---------------------------------------|------|--------------------------------------|------------------------------|
| 尾花沢市大字芦沢字二反田原992番17から<br>同 字東側131番1まで | 旧    | 13.5 <small>メートル</small><br>}<br>7.7 | <small>メートル</small><br>507.4 |
| 同 上                                   | 新    | 18.2 <small>メートル</small><br>}<br>9.5 | 同 上                          |

**山形県告示第710号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年 7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年 5月21日 指令村総建第146号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
村山市中央二丁目7828番1、7829番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
村山市楯岡笛田二丁目19番57号  
社会福祉法人慈敬会

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年 7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年 6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぎな
  - (2) 代表者の氏名  
小泉 良一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市森字和合654番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者、高齢者等が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活の意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、障害者及び高齢者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年 7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年 7月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称  
特定非営利活動法人自然農食やまがたよもぎの会

(2) 代表者の氏名  
増田 勇一

(3) 主たる事務所の所在地  
米沢市大字下新田2556番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、中山間の畑や休耕地を利用し無農薬農産物を栽培する事を指導し、可能な限り穀物・果樹・菌茸及び野菜中心の自給自足の農的生活を実践・普及することを通して、市民の生き甲斐の昂揚をはかり、健康の維持と心豊かなライフスタイルを確立し、以って健全な地域社会に寄与する事を目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                  | 規格                                                  | 公募戸数 | 区分                 | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |  |
|--------------|----------------------|-----------------------------------------------------|------|--------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|--|
|              |                      |                                                     |      |                    | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |  |
| 県営鈴川第二アパート5号 | 山形市鈴川町三丁目17-17       | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル<br>44.4 | 1    | 一般用                | 12,300          | 14,300                     | 16,300                     | 17,300                     | 17,300 | 17,300                     | 3月分の家賃に相当する額               |  |
| 同 五十鈴アパ一ト2号  | 同 大野目二丁目2-50         | 同                                                   | 1    | 同                  | 14,700          | 17,000                     | 19,500                     | 22,000                     | 23,900 | 23,900                     |                            |  |
| 同 3号         | 同 2-46               | 同                                                   | 1    | 同                  | 14,700          | 17,000                     | 19,500                     | 22,000                     | 23,200 | 23,200                     |                            |  |
| 同 馬見ヶ崎アパート1号 | 同 円心寺町21-26          | 3DK                                                 | 1    | 同                  | 18,000          | 20,700                     | 23,700                     | 26,800                     | 30,600 | 32,500                     |                            |  |
| 同 宮町アパート4号   | 同 宮町二丁目8-32          | 同                                                   | 1    | 同                  | 21,700          | 25,000                     | 28,600                     | 32,300                     | 36,900 | 42,400                     |                            |  |
| 同 あたごアパ一ト    | 同 小白川町五丁目27-15       | 3LDK                                                | 1    | 同                  | 28,900          | 33,400                     | 38,100                     | 43,000                     | 49,200 | 56,700                     |                            |  |
| 同 長清水アパ一ト8号  | 同 上市市長清水一丁目10-18     | 3DK                                                 | 1    | 同                  | 22,600          | 26,000                     | 29,800                     | 33,600                     | 38,400 | 44,300                     |                            |  |
| 同 長岡アパート2号   | 同 天童市中里一丁目2-2        | 2DK                                                 | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 22,900          | 26,400                     | 30,200                     | 34,100                     | 38,900 | 44,900                     | 单身可                        |  |
| 同 交り江アパート2号  | 同 交り江五丁目10-2         | 3DK                                                 | 1    | 一般用                | 17,200          | 19,900                     | 22,800                     | 25,700                     | 29,300 | 33,900                     |                            |  |
| 同 天童駅南アパート1号 | 同 田鶴町四丁目18-17        | 同                                                   | 2    | 同                  | 22,700          | 26,200                     | 29,900                     | 33,700                     | 38,600 | 44,500                     |                            |  |
| 同 天童南部アパート1号 | 同 南町三丁目18-1          | 3LDK                                                | 1    | 同                  | 29,100          | 33,600                     | 38,500                     | 43,400                     | 49,600 | 57,200                     |                            |  |
| 同 谷地アパート1号   | 同 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1 | 3DK                                                 | 1    | 同                  | 14,700          | 17,000                     | 19,400                     | 21,900                     | 25,000 | 28,900                     |                            |  |
| 同 東根中央アパート1号 | 同 東根市中央四丁目3-2        | 同                                                   | 1    | 同                  | 18,800          | 21,700                     | 24,900                     | 28,100                     | 32,100 | 37,000                     |                            |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年8月2日から同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成25年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成25年10月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名 称             | 所 在 地               | 規 格                                                  | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                        |                                        |                                        | 金 敷    | 摘 要    |                                        |                                        |
|-----------------|---------------------|------------------------------------------------------|------------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|                 |                     |                                                      |            |     | 収入が104,000円<br>以下<br>の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下<br>の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下<br>の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下<br>の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下<br>の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下<br>の者 |
| 県営美原アパ<br>ート3号  | 鶴岡市美原町19<br>-23     | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>77.0<br>平方メートル | 1          | 一般用 | 21,200                  | 24,500                                 | 28,000                                 | 31,600                                 | 36,100 | 41,600 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |                                        |
| 同 東部アパ<br>ート2号  | 同 朝暘町6<br>-5        | 同                                                    | 2          | 同   | 14,200                  | 16,400                                 | 18,800                                 | 21,200                                 | 24,200 | 28,000 |                                        |                                        |
| 同 3号            | 同 6<br>-6           | 同                                                    | 1          | 同   | 15,100                  | 17,400                                 | 19,900                                 | 22,500                                 | 25,700 | 29,600 |                                        |                                        |
| 同 城南アパ<br>ート2号  | 同 城南町9<br>-30       | 同                                                    | 1          | 同   | 18,500                  | 21,400                                 | 24,500                                 | 27,600                                 | 31,500 | 36,400 |                                        |                                        |
| 同 末広アパ<br>ート1号  | 同 末広町23<br>-63      | 同                                                    | 1          | 同   | 22,700                  | 26,200                                 | 30,000                                 | 33,800                                 | 38,600 | 44,600 |                                        |                                        |
| 同 川南アパ<br>ート1号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1    | 2DK                                                  | 1          | 同   | 15,500                  | 17,900                                 | 20,500                                 | 23,100                                 | 26,400 | 30,400 |                                        |                                        |
| 同 川南住宅3<br>号    | 同 1-3               | 3K                                                   | 1          | 同   | 16,400                  | 19,000                                 | 21,700                                 | 24,500                                 | 28,000 | 32,300 |                                        |                                        |
| 同 こがねアパ<br>ート2号 | 同 こがね町<br>一丁目21-11  | 3DK                                                  | 1          | 同   | 17,700                  | 20,400                                 | 23,400                                 | 26,300                                 | 30,100 | 34,700 |                                        |                                        |
| 同 遊佐アパ<br>ート    | 飽海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2 | 同                                                    | 1          | 同   | 13,800                  | 15,900                                 | 18,200                                 | 20,500                                 | 23,500 | 27,100 |                                        |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年8月5日から同月9日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成25年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成25年10月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成25年5月から6月までに実施した平成24年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成25年7月26日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 坂 | 本 | 貴 | 美 | 雄 |
| 山形県監査委員 | 児 | 玉 |   |   | 太 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 |   | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関18箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関       | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------|------------|-------------|------|
| 大 阪 事 務 所         | 平成25年5月20日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 東 京 事 務 所         | 平成25年5月21日 | 坂本委員        | 会田委員 |
| 名 古 屋 事 務 所       | 平成25年5月21日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 置 賜 電 気 水 道 事 務 所 | 平成25年6月4日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 新 庄 病 院           | 平成25年6月10日 | 坂本委員        | 会田委員 |
| 農 業 大 学 校         | 平成25年6月10日 | 坂本委員        | 会田委員 |
| 農業総合研究センター畜産試験場   | 平成25年6月10日 | 坂本委員        | 会田委員 |
| 港 湾 事 務 所         | 平成25年6月10日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター養豚試験場   | 平成25年6月10日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 酒 田 水 道 事 務 所     | 平成25年6月10日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 村 山 電 気 水 道 事 務 所 | 平成25年6月11日 | 坂本委員        | 会田委員 |
| 河 北 病 院           | 平成25年6月11日 | 坂本委員        | 会田委員 |
| 農業総合研究センター園芸試験場   | 平成25年6月11日 | 坂本委員        | 会田委員 |
| 鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所 | 平成25年6月11日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 鶴 岡 病 院           | 平成25年6月11日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 中 央 病 院           | 平成25年6月11日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| がん・生活習慣病センター      | 平成25年6月11日 | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 救 命 救 急 セ ン タ ー   | 平成25年6月11日 | 児玉委員        | 加藤委員 |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 港湾事務所

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、措置を行っていないものがある。

(内容)

未収金の債権の管理について、催告など債権の収納促進措置

イ 鶴岡病院

(ア) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

旅費の支給について、前年度に引続き正当な理由もなく支払いが2か月を超えて遅延しているもの

3か月超え 1件

2か月超え 46件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 支出

(ア) 委託料の支払いについて、請求書の提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に検査を完了した日から2か月を超えて行っていないものがある。(港湾事務所)

(イ) 勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するものがある。(中央病院)

(ウ) 旅費について、支給額の算定誤りにより追給を要するものがある。(中央病院)

イ その他

(ア) 前年度会計の監査における指導事項について、措置を行っていないものがある。(港湾事務所)